

商品概要説明書

(期日指定自動継続定期貯金)

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	・ 期日指定自動継続定期貯金 (愛称: 期日指定おおぞら)
2. 販売対象	・ 個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年(据置期間1年) ・ 満期日は、この貯金の全部または一部(1万円以上)について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日を指定するときは、その1か月前までに通知することが必要です。 ・ 特に預入時のお申し出がない場合は、最長預入期限を満期日とする自動継続(元金自動継続または元利金自動継続)の取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1円以上300万円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 据置期間経過後、全部または一部について払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 据置期間経過後、全部または一部払戻時に元金とともに支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割で1年毎の複利により計算します。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利で計算した利息とともに払い戻します。 預入期間6か月未満の場合: 解約日における普通貯金利率 預入期間6か月以上1年未満の場合: 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間1年以上1年6か月未満の場合: 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間1年6か月以上2年未満の場合: 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間2年以上2年6か月未満の場合: 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間2年6か月以上3年未満の場合: 預入時の2年以上の利率×90%
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 ・ 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または金融共済部(電話:025-772-3460)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会(電話:025-222-3765)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。 ・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 一部払戻の取扱いができます。据置期間経過後、1万円以上1円単位で一部払戻が可能です。なお、一部払戻後の残高は1万円以上とさせていただきます。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JA魚沼みなみ